

熊本県環境影響評価条例施行規則(平成12年熊本県規則第56号)新旧対照表

旧			新		
別表第1(第2条関係)			別表第1(第2条関係)		
事業の種類	事業の要件		事業の種類	事業の要件	
1~4 (略)	(略)		1~4 (略)	(略)	
5 条例別表第5号に掲げる事業の種類	(1)~(8) (略) (新設)	(新設)	5 条例別表第5号に掲げる事業の種類	(1)~(8) (略) (9) 太陽電池発電所の敷地その他事業の用に供される敷地(以下「太陽電池発電所敷地等」という。)の面積が20ヘクタール以上である太陽電池発電所の設置の工事業 (10) 太陽電池発電所敷地等の面積が20ヘクタール以上である発電設備の新設を伴う太陽電池発電所の変更の工事業	
6~20 (略)	(略)		6~20 (略)	(略)	
別表第2(第32条関係)			別表第2(第32条関係)		
対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件	対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
1~12 (略) (新設)	(略)	(略)	1~12 (略)	(略)	(略)
13~22 (略)	(略)	(略)	13 別表第1の5の項の(9)又は(10)に該当する対象事業	太陽電池発電所敷地等の位置	新たに太陽電池発電所敷地等となる部分の面積が修正前の太陽電池発電所敷地等の面積の10パーセント未満であり、かつ、4ヘクタール未満であること。
			14~23 (略)	(略)	(略)

別表第3(第40条関係)

対象事業の区分	事業の諸元	手続きを経ることを要しない変更の要件
1～12 (略)	(略)	(略)
(新設)		
13～22 (略)	(略)	(略)

別表第3(第40条関係)

対象事業の区分	事業の諸元	手続きを経ることを要しない変更の要件
1～12 (略)	(略)	(略)
13 別表第1の5の項の(9)又は(10)に該当する対象事業	太陽電池発電所敷地等の位置	新たに太陽電池発電所敷地等となる部分の面積が変更前の太陽電池発電所敷地等の面積の10パーセント未満であり、かつ、4ヘクタール未満であること。
14～23 (略)	(略)	(略)